

コーポレート・ガバナンス

■コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、ミッションステートメントに定める企業倫理と遵法の精神に基づき、コンプライアンスの徹底、経営の透明性と公正性の向上により、環境変化への機敏な対応と競争力の強化を目指しております。

■コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況

当社は、監査役制度採用会社でありコーポレート・ガバナンスの強化のために、株主総会の充実、監査役の監査機能の強化、取締役会の改革、積極的かつ継続的なディスクロージャー活動及びIR活動に取り組んでおります。

1. 株主総会の充実

当社は、コーポレート・ガバナンスの向上には株主総会の充実が不可欠と考えており、多くの株主の皆様にご出席いただけるよう努めるとともに、株主総会では電子投票制度を導入し、インターネットによる議決権行使を可能としております。

2. 取締役会の状況

当社の取締役は2008年12月31日現在15名で、内13名が現場の実情を踏まえた意思決定と監督を行うため、執行役員を兼務しております。なお、現在社外取締役は存在しません。

取締役会は毎月1回定時開催し、重要事項は全て付議されております。また、業績の進捗についても討議し、対策等を迅速に行っております。さらに、グループ企業の経営トップで構成される「グループ経営者会議」を開催し、各社の経営状況や利益計画の進捗を把握するとともに、コーポレート・ガバナンスの強化に努めております。

なお、2009年3月27日現在、取締役は12名となっております。

3. 執行役員制度

当社は、2003年7月1日に「執行役員制度」を導入し、より迅速な経営方針及び業務執行の意思決定と、効率的な業務執行の監督体制を強化しております。これに伴い取締役会が経営上の重要事項の意思決定及び業務執行の監督機能を一元的に担っております。取締役会により選任された執行役員は取締役会の決定に従って、社長の指揮命令のもと業務執行を担っております。2008年12月31日現在、執行役員31名(内13名が取締役兼務)となっております。

なお、2009年3月27日現在、執行役員は32名(内11名が取締役兼務)となっております。

4. 監査役制度

当社は監査役制度を採用しております。社外監査役2名を含む4名の監査役で監査役会を構成し、取締役会、経営会議等、重要な会議体への出席を含め、経営の適正な監視を行っております。また、監査役会による経営トップや独立監査人との定期的な意見交換、並びに子会社・関連会社の監査を実施する社内各部署との協調・連携により、問題を早期に顕在化させるなど、実務レベルに対する監査機能も強化しております。

なお、社外監査役と当社との人的関係、資本的関係、取引関係その他の利害関係はありません。

5. 会計監査の状況

・会計監査人

新日本有限責任監査法人

新日本監査法人は、2008年7月1日付で有限責任監査法人に移行したことにより、新日本有限責任監査法人となりました。

新日本有限責任監査法人及び当社の監査に従事する業務執行社員と当社との間には、特別な利害関係はありません。

当期において業務執行した公認会計士の氏名及び監査業務に係る補助者の構成は以下の通りです。

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 秋山 賢一

指定有限責任社員 業務執行社員 坂田 純孝

指定有限責任社員 業務執行社員 向井 誠

会計監査業務に係る補助者の人数

公認会計士 6名

会計士補 2名

その他 11名

※継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。

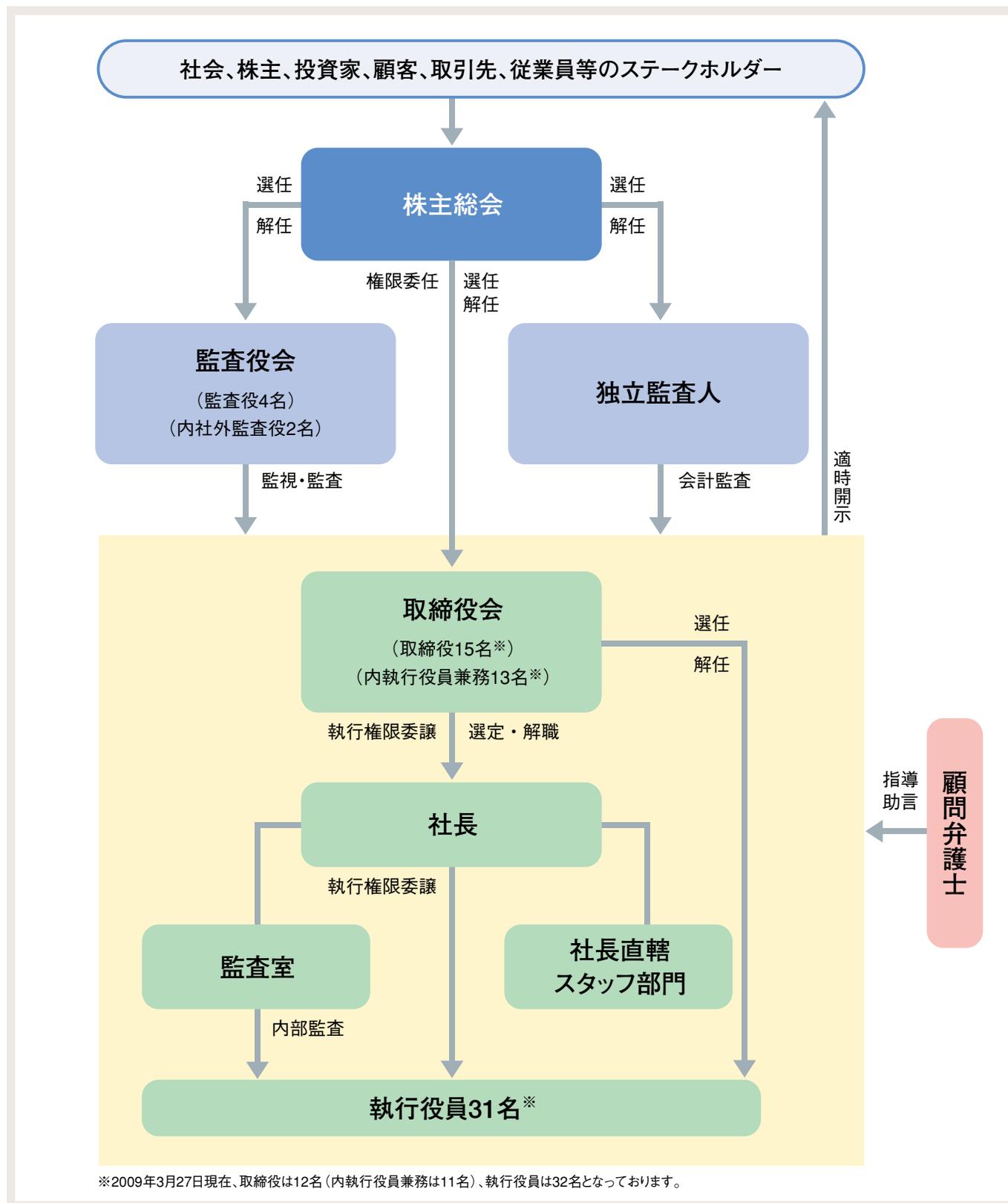
6. 経営のモニターの状況

経営、業績に影響を及ぼす重要な事項について、取締役会、監査役会が発生の都度、ただちに報告を受ける体制を構築しています。さらに、社長直轄の監査室を設置しており、業務活動の全般に関して、方針・計画・手続の妥当性や業務実施の有効性、法令の遵守状況等について、定期・随時に内部監査を実施し、業務改善や意識改善のための具体的な助言・勧告を行っております。2008年12月31日現在、監査室の人員は14名となっております。

また、直接社長宛に内部通報や改善提言ができる「内部通報・改善提言制度」を制定し運用しております。その目的は以下の通りです。

- ・企業倫理、公正取引に関わる不正、不祥事を早期に発見し対処するとともに発生を防止する。
- ・パワーハラスメント・セクシャルハラスメント等の状況を把握し適切に対処すると同時に、発生を防止する。
- ・その他、業務運営や仕事の進め方等に関わる提案、相談等を受付け、個別に対応する。

2008年12月31日現在、当社経営の意思決定、業務執行、監督の体制は概ね以下の通りです。



■コーポレート・ガバナンスの充実にに向けた取組みの最近における新たな実施事項

(2009年3月)

1. 「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」に参加

株式会社ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」に、2009年3月開催の定時株主総会より参加いたしました。これにより、外国人投資家を含む機関投資家が議決権を行使しやすい環境の整備が進むこととなります。

■役員報酬及び監査報酬

(1) 当事業年度における当社の取締役及び監査役に対する役員報酬は、以下の通りです。

取締役 15名 425百万円

監査役 4名 30百万円(うち社外監査役 2名 8百万円)

(注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 取締役の報酬限度額は、1990年3月13日開催の株主総会決議において年額650百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。

3. 監査役の報酬限度額は、2005年3月30日開催の株主総会決議において年額50百万円以内と決議いただいております。

4. 上記の報酬等の額には、当事業年度における役員退職慰労引当金の増加額が含まれておりません。

(2) 当事業年度における当社の監査報酬は、以下の通りです。

会計監査人 新日本有限責任監査法人

監査証明に係る報酬 67百万円

監査証明以外に係る報酬 10百万円

■取締役の定数

2008年12月31日現在の当社定款において、当社の取締役の員数は、19名以内とする旨定めております。

■取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び取締役の選任決議については累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

■株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものです。

■自己株式の取得

当社は、経済情勢の変化に対応した機動的な資本政策を遂行できるようにするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

■中間配当

当社は、取締役会の決議によって毎年6月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。